

「外宮奉納証マーク」使用に関する規約

令和6年6月24日 改訂

伊勢商工会議所

外宮奉納委員会

(目的)

第1条 伊勢商工会議所（以下、「当所」という）の主催する「伊勢神宮外宮奉納事業」のブランド価値を守ることを目的に、当規約を作成する。

第2条 「外宮奉納証マーク（以下、「奉納証マーク」「マーク」という）と共に、奉納事業者を「正直なものづくり集団」としてPRすることで、正直なものづくりを支援し、ブランド力向上と日本の経済活性化に寄与する。

(商標権及び使用权)

第3条 「外宮奉納」「外宮奉納市」「奉納証マーク」の商標権及び使用权は、当所が有する。

（商標登録 第5678322号、第5505020号、第5599318号、第6440037号）

(マーク使用適用者)

第4条 マーク使用適用者は、次の各号に定める通り

- ① 外宮奉納事業に参加された事業者。

(マーク印刷について)

第5条 マーク使用適用者のマーク印刷について次の通り定める。

- ① 印刷の彩色は紫を原則とし、鮮明であること。紫以外の色を用いる場合は、黒色とする。
- ② マークの直径（または、一辺）は15mm以上100mm以下とする。
- ③ 印刷は耐候性、耐熱性のあるインクを使用すること。
- ④ 毎年必ず外宮奉納することを条件として、奉納年の印刷を省略することができる。

(マーク・ロゴ図柄等)

第6条 奉納証マークのデザイン、縦・横比率などの改ざんや変更は一切認めない。

(マーク印刷使用許可の手続きと権利)

第7条 第4条①に定める適用者の使用許可については次の通り定める。

- ① マーク印刷使用許可を受けようとする者は、使用を開始する日より30日以上前に、別に定める「外宮奉納証マーク使用に関する誓約書兼申請書」並びにすべての使用例（画像等）を添付して当所に提出しなければならない。
- ② マーク印刷使用許可を受けた者（以下、「マーク印刷使用者」という）は、当所の承諾なく、マーク使用权を第三者に譲渡、担保提供、転貸し、又は代理使用を許諾してはならない。
- ③ 当規約の遵守事項に基づき奉納証マークを使用することができる。但し、事前に使用目的や仕様について明記し、すべての画像やデータを添付して、当所宛に使用申請すること。
- ④ 奉納者は、当所から奉納年の入った奉納証マークを購入することができ、奉納した製品に奉納証マークを貼付又は印刷し販売することができる。

- ⑤ 詰め合わせ製品に関してセット商品として奉納されている場合をのぞき、詰め合わせの個別アイテムそれぞれに奉納証マークを貼付又は印刷すること。奉納年号が違う場合もこれに同じとする。
- ⑥ 奉納証マークを掲げて販売する場合、販売する奉納商品には必ず奉納証マークを貼付又は印刷して販売すること。奉納商品に奉納証マークの貼付又は印刷をせず、看板やPOP、プライス等にもみ奉納証マークを貼付又は印刷することはできない。
- ⑦ マーク印刷使用者が印刷業者に印刷業務を委託する場合、当所が監督するものではなく、マーク印刷使用者が、印刷業者のデータ不正使用に係る行為のすべてについて責任を負うものとする。また、奉納証マーク印刷の不正が発覚した場合、マーク印刷使用者が全責任を負うものとし、いかなる処分も受け入れるものとする。
- ⑧ 奉納者は奉納品の流通に際して、流通当地国で適用されるラベル表示や商法に従い適切な処置をとるものとし、当所及び推薦団体、並びに神宮司廳は奉納者の違反行為に対する責任は一切負わない。
- ⑨ ただし、委員会において使用を許可したものであっても、神宮司廳より使用方法が適正でない指摘を受けたときには、いかなる場合においても適切な是正を行わなければならない。

第8条 第4条②に定める適用者の使用許可については次の通り定める。

- ① 当規約の遵守事項に基づき奉納証マークを掲載することができる。但し、事前に掲載目的や掲載方法について企画書及び使用事例（画像等）をすべて提出し、委員会の判断に従う。
- ② 当事業は商工会議所・商工会の関わる事業であるため、一部の事業者のみを特別に扱う事はできない。

（報告義務とマーク印刷使用料）

第9条 マーク印刷使用者は、マーク印刷使用の対価として、当所に対して以下のとおり使用料を支払うものとする。

- ① 使用料の算定：マーク印刷使用者が本規約に基づいて印刷されたマーク（5円/枚）の枚数は印刷数が見える書類（納品書及び請求書（写し可）等）を添えて申告することで確認し算定する。
- ② 支払方法：当所の指定する銀行口座に電信送金による振込で支払う。この場合の振込手数料はマーク印刷使用者の負担とする。
- ③ マーク印刷使用者は、マーク印刷使用に関する支払担当者を定め、マーク印刷枚数の報告を当所に対し、締め後、翌月10日までに書面で報告しなければならない。
- ④ 正当な理由なくマーク使用枚数を過少申告した場合、倍額を請求することができる。
- ⑤ 枚数報告に遅滞があった場合は、遅滞金を10%加算し請求することができる。
- ⑥ 適正な報告及び支払いがなされない場合には、マーク使用を取りやめさせることができる。

（有効期限）

第10条 マークの有効期限について次の通り定める。

- ① マーク印刷使用者は、毎年3月31日を有効期限とし、更新しない旨の申出が2ヶ月前まででない場合は引き続き1年間自動更新とする。但し、当所は期間の途中であっても（奉納証マークの不適切使用、その他使用環境の変化等があった場合）、マーク印刷使用者に対し、マーク使用の中止を求めることができ、マーク印刷使用者はそれに従わなくてはならない。マーク印刷使用者のマーク印刷使用

に関する変更、中断、終了により生じた損害について当所は一切責任を負わない。

② 当所は、奉納証マークを貼付して販売する場合の奉納証シールの販売は奉納後5年間とする。

(専門指導員)

第11条 マーク印刷使用者は、当所の職員又は当所が指定する第三者(専門指導員)が行うマーク使用状況、規約の遵守状況等について本店、営業所、取引業者、印刷業者、関連会社等への立入りを含む調査に協力し、その改善指導に従わなければならない。

第12条 当所は、マーク印刷使用者に対し、調査を実施する場合、当該調査の予定につき、予め通知する。

(違法な表示等への措置)

第13条 次のいずれかに該当する場合、マーク印刷使用者に対して是正措置を講じ、出荷を差し止めることが出来る。

① 外宮奉納品以外の商品及び広告に、当該商品が当所の外宮奉納証明を受けていると誤解される恐れがある方法でマークの表示又はこれと紛らわしい表示を使用している。

② 外宮奉納証明に関し、マーク印刷使用者の広告に第三者を誤解させる恐れのある内容がある。

(注意事項)

第14条 マーク印刷使用に関して上記原則に準拠していないと判断、又は支払いがなされない場合、当規約に反するものとみなし訴訟の対象となる。

第15条 不可抗力事態が発生した場合、当所委員会は現行規約を変更する権利を持つ。

第16条 Web については定期的に調査を行い、上記規約に準拠していないと判断された場合、訓告を行い、使用の中止を求めることができる。

第17条 既に使用許可を認めた使用に関しても、その後の表記、使用方法により委員会が不適切と判断した場合には、修正を依頼することがある。

修正依頼に従わない場合には、許可を取り下げる場合がある。

第18条 上記規約にあげられていない場合でも奉納証マーク使用を中止する場合がある。

第19条 奉納品の名前を変更する場合は、必ず当所へ変更を通知すること。通知が無い場合には以後の奉納審査に影響を及ぼすことがある。

第20条 奉納事業所が、合併や買収を検討あるいは進行中の場合、その旨を速やかに当所へ通知すること。合併・買収以前の奉納の実績は新しい企業へ継承することができる。

第21条 外宮奉納の応募者は、当規約をよく読み、各条項を遵守することに同意するものとする。

第22条 奉納証マークの使用に関し、消費者等とのトラブルについて、当所は一切の責任を負わないものとする。

第23条 本規約に定めるマーク印刷使用に関し、上記内容に違反があった場合にはマーク印刷使用者に対し、文書による請求を行い、適正な是正措置が確認できた場合、請求を取り消すが、請求の有効期間内に適切な是正措置が講じられない場合は、いかなる処分も受け入れるものとする。

第24条 上記に記載のない事項が生じた場合には伊勢商工会議所外宮奉納委員会の判断に従うものとする。

【特記事項】

① 伊勢神宮より指摘があった事項は以下の通り。

- ・ 企業 HP 等での過度な外宮奉納の標記。
- ・ 奉納事業者以外の小売店での過度な外宮奉納の標記。

② 外宮奉納・外宮奉納市に関する覚書より抜粋。

【商品、ラベル及び添付する葉等、また宣伝広告へは以下の禁止事項を厳守する】

- | | |
|--------------------|-------------------------|
| ① 宮印及び模倣印の使用 | 例「御朱印」等 |
| ② 宮号及び神宮施設名の使用 | 例「神宮」「伊勢神宮」「外宮」「外宮神楽殿」等 |
| ③ 祈祷済及びその内容を示唆する記載 | 例「合格祈願」「良縁成就」「祈願」「祈祷」等 |
| ④ 神宮にて使用する御紋等の転写 | 例「菊家紋」「花菱紋」等 |

2014 初稿

2015. 6. 9 改訂

2020. 4. 1 改訂

2024. 6. 24 改訂